

制定 平成22年3月31日

京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成22年度における京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、「景観規制区域」とは次の各号のいずれかに該当する地区及び区域をいう。

- (1) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区
- (2) 京都市市街地景観整備条例第2条第2号に規定する美観地区、同条第3号に規定する美観形成地区及び同条第4号に規定する建造物修景地区
- (3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第2項の規定により指定された歴史的風土保存区域
- (4) 京都市眺望景観創生条例第6条第1項第1号に規定する眺望空間保全区域、同項第2号に規定する近景デザイン保全区域及び同項第3号に規定する遠景デザイン保全区域

(助成金の額)

第3条 要綱第6条第1項に規定する助成対象システムを構成する太陽モジュールの公称最大出力値は、日本工業規格に規定されている太陽光電池モジュールの公称最大出力とする。

(申請手続)

第4条 要綱第7条第3項に規定する申請に係る手続の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第7条第1項に規定する申請書一式の送付及び受付並びに募集期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 申請者ごとに書留による郵送又は持参の方法により、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議（京都府地球温暖化防止活動推進センター）宛に送付するものとする。

イ 募集期間は、申請者ごとに書留による郵送又は持参の方法により、同年度の4月1日から翌2月28日までに送付するものとする。

- (2) 要綱第7条第1項に規定する添付図書は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 申請者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（申請日前3箇月以内に取得したもの）。ただし、申請者が要綱第3条第3号に規定する管理組合、区分所有者又は申請者が要綱第3条第4号に規定する自治会等のときは、次に掲げる図書とする。

(ア) 管理組合又は自治会等の規約の写し

(イ) 管理組合又は自治会等で対象システムの設置について承諾されたことを示す書面等の写し

(ウ) 申請者が区分所有者の場合にあっては、住民票の写し（申請日前3箇月以内に取得

したもの)

(エ) 申請者が管理組合又は自治会等の場合にあつては、代表者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（申請日前3箇月以内に取得したもの）。なお、管理組合又は自治会等が法人の場合にあつては、登記事項証明書（申請日前3箇月以内に取得したもの）をもってこれに替えることができる。

イ 付近見取図（都市計画図（1/2, 500）と同等程度に付近の状況がわかる地図）

ウ 機器購入を証する書類の写し（売買契約書又は工事請負契約書等。助成対象システムの設置に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類。）

エ 助成対象システムの設置状況を示すカラー写真。以下のすべてを添付する。

（ア）太陽電池モジュールが設置されていることを確認できる住宅の全体写真

（イ）太陽電池モジュールが設置された屋根の部分が分かる写真（設置された太陽電池モジュール枚数が確認できるもの。写真により全ての枚数が確認できない場合は、モジュールの配置枚数、屋根との位置関係が分かるシステム配置図（立面図、伏図等）を添付する。）

（ウ）インバータの製造番号が確認できる写真

オ 助成対象システムを設置するに当たり、法及び条例等の手続が必要なときは、その手続の確認申請と完了を証する書類の写し

カ 対象システムの設置に係る建物の登記事項証明書又は固定資産評価証明書等、当該建物の所有を証明する書類（申請日前3箇月以内に取得したもの）。なお、申請者と当該建物の所有者が異なる場合、助成対象システムの設置に関し当該建物所有者の同意を証明する書類を併せて提出する。

キ 電力会社との電力受給契約書の写し（申請日の属する年度又はその前年度に、対象システムを対象に初めて契約されたものに限る。）

ク 要綱第18条第2項に規定する京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付事務手続代行届（第13号様式）

ケ その他市長が必要と認める書類

（3）要綱第7条第2項に規定する景観関連法令に基づく手続に係る協議の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 京都市都市計画局都市景観部市街地景観課及び同部風致保全課と協議を行い、景観関連法令に基づく手続が不要な場合にあつては、その旨を証する確認印を受けることによって、景観手続完了報告書を作成する。

イ 前号の協議の結果、景観関連法令に基づく手続が必要な場合にあつては、当該手続を完了した後、その旨を証する確認印を受けることによって、景観手続完了報告書を作成する。

（助成金の交付）

第5条 要綱第16条第3項に規定する交付の方法に係る手続の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）助成金の交付は、交付対象者名義の金融機関口座に振り込むことにより行う。

（2）助成金交付請求は、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付請求書（第10号様

式)により, 交付対象者が請求するものとする。

(3) その他助成金の支払い方法については, 京都市会計規則によるものとする。

附 則

この実施要領は, 同一年度の4月1日から翌2月28日までに申請された京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付申請書に対して適用する。